

北 海 道 消 費 者 被 害 防 止

ネ ッ ト ワ ー ク ニ ュ ー ス No. 15

[事務局] 北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 〒 060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟
TEL 011 - 221 - 0110 FAX 011 - 221 - 4210

内閣府が高齢者の消費者被害防止に

「見守り新鮮情報」をメールマガジンで提供を開始！

内閣府は北海道の消費者被害防止ネットワークを参考に「高齢消費者見守りネットワーク連絡協議会」を設立し、今年 8 月から高齢者の消費者被害防止を目的に全国の消費生活センターから寄せられた悪質商法の手口を載せた「見守り新鮮情報」をホームページやメールマガジンで情報提供を始めました。ぜひ登録して活用をお願いします。

平成 17 年度の道立消費生活センターの相談件数は、前年度より 32% 減少しましたが、60 歳代以上の相談者は逆に増加していることを既にお知らせしました。また、相談現場では、昨年度から相談情報の登録システムが変更になり、年間の苦情相談件数が 450 件未満の市町村の相談情報が登録されず、地域の相談実態が把握しにくい状況となりました。このような状況の中で、地域が連携して高齢者を悪質事業者から守る「見守り隊」として「地域消費者被害防止ネットワーク」の必要性が一層高まっています。

「地域消費者被害防止ネットワーク」の設置に関するアンケート調査結果

北海道消費者協会では、「地域消費者被害防止ネットワーク」が未設置の 150 市町村を対象に、アンケート調査を行いました。

- 1 対象市町村 150 市町村
- 2 回答市町村 64 市町村（回収率 42%）

区 分	市町村数	市 町 村 名
既に設置	2	赤平市、滝上町
設立予定	5	岩見沢市、下川・南富良野・鷹栖・佐呂間町（設立）
次年度以降に考えたい	20	
設立予定ない	38	

「次年度以降に設立を考えたい」と回答があった市町村の主な理由として、 予算的に困難 人手が足りない 構成団体の根回しに時間を要する 消費者被害の件数が少ない等でしたが、地域ネットワークは役場や警察署、各団体などが連携して消費者被害の未然防止を図ることが目的であり、予算をかけずに市町村内の各団体の通報体制や啓発体制を充実し、消費者被害を未然防止すること目指しています。また、団体への呼びかけにつきましては、近隣の市町村がネットワークを結ぶことで情報交換がより活発になると考えますので未設置市町村への設立の働きかけをよろしくお願いいたします。

要 注 意

高齢者を狙う架空請求に気を付けよう！

[高 齢 者]

[北海道立消費生活センターより]

平成18年度に入り身に覚えのないハガキなどによる架空請求の相談件数は減少の傾向を見せていましたが、夏以降再び増加し、その中には死亡した高齢者の家族や高齢者を狙った架空請求の相談が散見されます。

相談者の中には、業者に電話で問い合わせたために、悪質業者の言われるままに現金を振り込んだ人もいます。

しかし、直ぐ警察に相談したため、警察から振込先の銀行に連絡したお陰で、現金を引きだされる前に指定された口座を凍結することができ、振り込んだ現金も銀行から返還されることになりました。

身に覚えのない請求のハガキや封書等が届いたときは、くれぐれも送付先に問い合わせをせず、直ぐお近くの相談窓口や警察に相談しましょう。



被害予防のアドバイス

- ・身に覚えのない請求ハガキ等が送られてきても相手方に連絡をせず無視しましょう。
- ・相手方に問い合わせたために現金を要求された場合でも、送金する前に警察や最寄りの消費生活センター、役場の消費生活相談窓口へ直ぐ相談しましょう。
- ・裁判所からの封書が届いた場合は、無視せずに、自分で該当する裁判所の電話番号を調べ、裁判所から送られたものかを確認しましょう。
- ・請求相手から電話がかかってきた場合は、毅然と支払義務がないことを伝えましょう。
- ・家族の問題で不審な電話がかかってきた場合は、慌てず落ち着いて電話を切り、直ぐに本人に事実関係を確認しましょう。

厳 重 注 意

新手の悪質リフォーム業者に注意しよう！

[注意対象：過去に悪質リフォーム業者と契約した人]

[北海道立消費生活センターより]

一昨年から昨年に掛けて、排水管洗浄を騙り床下改善工事等を次々と契約させる悪質なリフォーム工事被害が話題になりましたが、これらの業者に係わる相談は国や警察の取締りや報道による注意喚起などで、今年に入ってから減少していました。

しかし、最近、過去に倒産した業者の従業員などが、新たなリフォーム会社を立ち上げ、「以前に倒産した業者の業務を受け継いでいる、以前の工事の点検に来た」などと告げて被害者宅を訪問し、新たな工事を契約させる例が報告されています。

過去に悪質リフォーム業者と契約した経験のある方は、特に注意が必要です。



被害予防のポイント

- ・知らない業者が訪問してきたら戸を開けずに目的を聞きましょう。
- ・排水管が詰まることはまれです。排水管洗浄を謳って訪問されても断りましょう。
- ・「最近、倒産したリフォーム業者の点検業務を引き継いだ」と称して訪問されても、業者の説明を鵜呑みにせず、必要な工事かを確認するなど慎重に対応しましょう。
- ・強引に契約させられた人は、直ぐに市町村役場の消費者相談窓口や警察、消費生活センターに相談しましょう。
- ・訪問販売の工事契約は、工事が終了していても契約日から8日以内はクーリング・オフで無条件解約ができます。

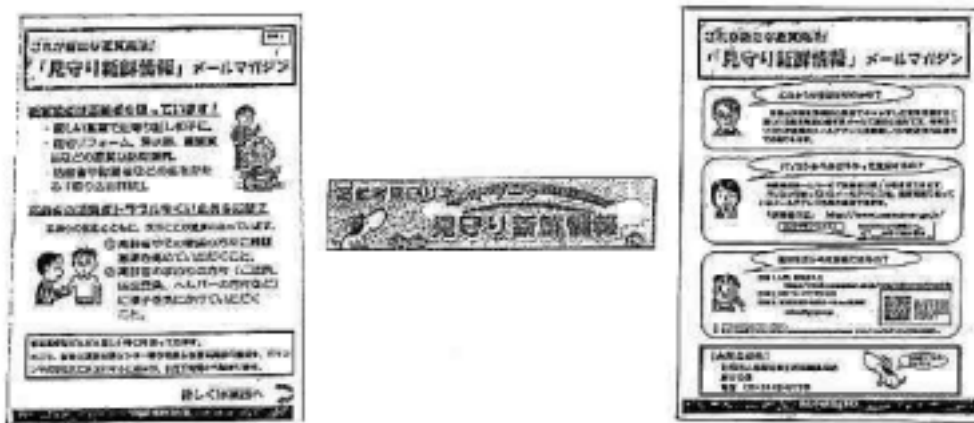
情報活用のお知らせ
「見守り新鮮情報」への登録と周知のお願い！

[対象：町内会・老人クラブ等福祉団体]

[北海道立消費生活センターより]

内閣府国民生活局では高齢消費者のトラブルが深刻化する中、消費者問題についての情報が必ずしも高齢者やその周りの方々に届いていない状況を改善するため、新たに消費生活部門と高齢福祉部門のネットワークを立ち上げ、悪質商法の情報を高齢者に接している周りの方に迅速に届けることで注意喚起を図ることを目的に「高齢者見守りネット - 悪質商法早期警戒情報（見守り新鮮情報）」を今年8月から月に1から2回程度メールで配信するサービスをスタートしています。

高齢者等への被害防止情報の提供のためにも消費生活部門や福祉部門の関係団体の方々は、ぜひ「見守り新鮮情報」へ登録し、情報の効果的なご活用をお願いいたします。



「見守り新鮮情報」への登録方法

下記のアドレスに登録してください。

[パソコン用] : <https://mail.consumer.go.jp/wrp/mimamori/form/000001/register>

[携帯電話用] : <https://mail.consumer.go.jp/wrp/mimamori/ma.cgi?a=r&g=000002>

利用団体のホームページ及び広報誌などへの掲載やリンクする場合のアドレス

<http://www.consumer.go.jp/shinsen/mima.htm>

リンク設定に当たってのバーナーのアドレスは下記をお使いください。

<http://www.consumer.go.jp/>

その他詳細については下記のURLをご参照ください。

<http://www.consumer.go.jp/shinsen/index.html>